



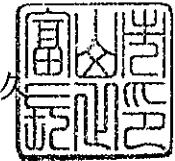
富山市告示第 3 / 号

経営管理権集積計画の公告について

森林経営管理法（平成30年法律第35号。以下「法」という。）第4条第1項の規定により、経営管理権集積計画を定めたので、法第7条第1項の規定により公告する。

令和4年2月1日

富山市長 藤井 裕



1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の存続期間 (終期)
R3-1-1	八尾町桐谷北 惣連12番3 4	17・ヌ	山林	0.01	令和9年3 月31日
R3-1-2	八尾町桐谷北 惣連13番2	17・ヌ	山林	0.00	
	八尾町桐谷北 惣連13番6	17・ヌ	山林	0.34	
	八尾町桐谷北 惣連13番1 1	17・ヌ	山林	0.00	

2 縦覧場所

- (1) 富山市役所農林水産部森林政策課
- (2) 富山市ホームページ (<https://www.city.toyama.toyama.jp>)

3 経営管理権等の設定

法第7条第2項の規定により、富山市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。